

# 要 望 書

(土木工事積算基準の見直しについて)

平成 27 年 3 月 2 日

一般社団法人全国建設業協会

# 土木工事積算基準の見直しについて（要望）

一般社団法人全国建設業協会  
会長 近藤 晴 貞

平素は、建設業界に対しまして、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をはじめとするいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、去る1月30日にはその「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されました。現在、各地で国土交通省を中心とした説明会などの周知活動が行われており、4月の運用開始以降、すべての発注者がこれらを遵守することによって、私たち建設業界にも好影響が及ぶものと期待しております。

また、安倍政権では、昨年12月に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」及び平成26年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要であるとしています。

国土交通省におかれましては、この経済対策に基づき、本年2月に3度目となる公共工事設計労務単価の引き上げや、関係省庁及び地方公共団体に対する公共工事の円滑な施工確保に関する通達の発出など、各種施策を打ち出しいただいております。

私たち建設業界としましては、これらの施策の実施に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、この期待に対して、総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

しかしながら、昨今の少子化による若手入職者の減少や、人件費・資材費の高騰など、建設業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

このような状況に鑑み、下記のとおり要望を取りまとめましたので、諸事情ご賢察のうえ、特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 一般管理費等率、現場管理費率の見直しについて

改正された品確法は、その目的に「公共工事の品質確保の中長期的な担い手の育成・確保の促進」が追加されました。担い手の育成・確保のためには適正な利潤を確保しなければなりません。

つきましては、建設企業が適正な利潤を確保し、担い手の育成・確保に資することができるよう、一般管理費等率、現場管理費率の見直しを実施していただきますようお願いいたします。

## 2. 土木工事標準歩掛の見直しについて

現行の土木工事標準歩掛については、実態調査を踏まえて策定されておりますが、人手を要する一部の工種については現場の実態との乖離が見られます。

つきましては、特に地域の建設企業が受注することの多い小規模・人力工事や維持工事について、現場の実態に即した形となるよう、土木工事標準歩掛の見直しを実施していただきますようお願いいたします。

## 3. 都市部における間接工事費の割増しについて

都市部において道路維持工事や舗装工事などを施工する場合、安全管理費などの間接工事費が多額であることなどから、政令市などにおける工事については、いわゆる大都市補正により間接費の割増しが行われています。一方で、大都市補正の対象となっていない市街地でも積算額と支出の実態との乖離が大きくなっていることから、これらの地域における工事についても大都市補正並みの間接費割増しの対象とするようお願いいたします。

以 上